

公益社団法人全国公営住宅火災共済機構業務方法基本規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人全国公営住宅火災共済機構定款（以下「定款」という。）第58条の規定に基づき、公益社団法人全国公営住宅火災共済機構（以下「機構」という。）の業務のうち、定款第4条第1号から第4号に掲げるものの業務方法に関する準則として定めることを目的とする。

(相互救済事業)

第2条 この規程に規定する事業は、地方自治法第263条の2の規定に基づく地方公共団体の相互救済事業として、機構がその委託を受けて行うものとする。

(事業の対象)

第3条 機構の事業の対象は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号の公営住宅及び同条第9号の共同施設並びに公営住宅以外の地方公共団体等が経営する住宅及び公営住宅法の共同施設に相当する施設（以下「公営住宅等」という。）とする。

(各事業に関する規程の制定)

第4条 第2章から第5章に規定する各事業の執行のため、必要事項についてそれぞれ別に規程を定めるものとする。

第2章 住宅火災共済事業

(目的)

第5条 住宅火災共済事業は、当該事業に加入する地方公共団体等が経営する公営住宅等について火災（落雷及び爆発を含む。以下同じ。）により損害（消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置に伴う損害を含む。以下同じ。）が生じた場合、相互救済の精神に則り、速やかにこれを修復するために火災共済給付金を給付することを目的とする。

(火災共済委託契約)

第6条 地方公共団体は、住宅火災共済事業の加入に際して、火災共済委託契約を締結しなければならない。

(委託契約額の限度)

第7条 機構に共済委託された公営住宅等（以下「委託物件」という。）に係る共済委託契約額は、再調達価額をもつて限度とする。

(火災共済掛金の納入)

第8条 会員は、火災共済委託契約を締結した場合、火災共済掛金を納入しなければならない。

(火災共済掛金率)

第9条 前条の火災共済掛金の算出のための火災共済掛金率は、事故発生率、損害率等に基づく合理的な計算方法により定めるものとする。

(火災共済給付金)

第10条 火災共済給付金は、委託物件に損害が発生した場合において支払われるものと

し、その額は損害額をもとに当該物件の再調達価額と共済委託契約額との割合によって定まるものとする。

(給付方法)

第11条 火災共済給付金は、会員からの請求に基づき給付する。

(特定給付金)

第12条 火災により損害が生じた場合で、会員がやむを得ない事情により被災住宅を修復せず、保全行為及び残存物の取片付け等の応急措置を講じたとき、会員からの請求に基づき、機構はそのための費用の一部を給付することができる。

(求償権)

第13条 機構が、火災共済給付金の給付により会員の損害賠償の請求権を取得した場合は、共済事故の原因者に対して火災共済給付金相当額を求償することができる。

2 前項の求償権は、当該会員の原因者に対する損害賠償の請求方針を基礎として行使するものとする。

(火災共済給付に係る免責)

第14条 第31条に定めるもののほか、機構が火災共済給付金の給付の責任を負わない火災による損害については、別に規程で定める。

(通知又は報告)

第15条 会員は、火災共済委託契約時の委託物件に変動が生じた場合又は共済事故の発生により損害が生じた場合、速やかに機構に通知又は報告するものとする。

(契約の解除)

第16条 機構は、次に掲げる場合には、火災共済委託契約を解除することができる。

一 会員が火災共済委託契約の内容について故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をした場合

二 機構の会員に対する信頼を損ない、当該火災共済委託契約の存続を困難とさせる重大な事由がある場合

2 火災共済委託契約の解除は、原則として将来に向かってのみその効力を生ずる。

第3章 復興建築助成事業

(目的)

第17条 復興建築助成事業は、住宅火災共済事業に併せて実施し、被災住宅の的確な修復を実現することを目的とする。

(助成対象)

第18条 復興建築助成事業は、委託物件のうち共済委託契約額の再調達価額に対する割合が一定以上のものを助成対象とする。

(助成額)

第19条 復興建築助成事業の助成額は、被災住宅の修復に要した経費の額（再調達価額を限度とする。）から火災共済給付金の額を控除した額に一定の割合を乗じて得た額とする。

(給付方法)

第20条 復興建築助成事業の助成金は、被災住宅の修復工事完了後、会員からの請求に

基づき決定し、給付する。

第4章 住宅災害見舞金交付事業

(目的)

第21条 住宅災害見舞金交付事業は、委託物件が火災以外の災害及び住宅火災共済事業の対象とならない火災により損害を受けた場合において、相互救済の精神に則り、見舞いの意を表することを目的とする。

(見舞金の性格に由来する制限)

第22条 住宅災害見舞金交付事業は、自然災害の発生予測の困難性、大規模災害発生時の巨大危険の可能性等に鑑み、見舞金の性格を逸脱しない範囲で行うものとする。

(対象損害)

第23条 対象となる損害の範囲は、別に規程で定める。

2 第31条各号に規定する事由によって生じた損害又は別に規程で定める一定額未満の軽微な損害は、見舞金の交付対象としない。

(見舞金の額)

第24条 見舞金の額は、損害の程度に準拠した基準により算定するものとする。

2 被害が甚大な災害に対しては、第22条の規定に鑑み、別に規程の定めるところにより交付額の最高限度を定めることができる。

(報告)

第25条 会員は対象災害の被災状況について、迅速的確に把握し、機構に報告するものとする。

(交付方法)

第26条 住宅災害見舞金は、会員からの申請に基づき交付する。

第5章 住宅防火施設整備補助事業

(目的)

第27条 住宅防火施設整備補助事業は、委託物件の安全性、耐火性の向上等を図るための施設又は設備の整備等に対して補助を行うことを目的とし、別規程で定める年度要綱で定めた額の範囲内で行う。

(補助対象)

第28条 住宅防火施設整備補助事業は、委託物件に関係する防火及び防災並びに避難行動容易化のための施設又は設備の整備、設置又は購入等に要する費用を補助対象とする。

(交付方法)

第29条 住宅防火施設整備補助金は、会員からの申請に基づき交付する。

(補助の衡平性の原則)

第30条 住宅防火施設整備補助事業の実施に当たっては、会員間の衡平性に配慮しなければならない。

第6章 免責事由

(免責事由)

第31条 機構は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、住宅火災共済事業、復興建築助成事業及び住宅災害見舞金交付事業による火災共済給付金、助成金又は見舞金の給付又は交付の責任を負わない。

- 一 会員の故意若しくは重大な過失又は法令違反
- 二 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類する事変又は暴動並びに大規模な誘導弾の落下
- 三 核燃料物質又は核燃料物質に汚染されたものの放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 社団法人全国公営住宅火災共済機構住宅火災共済事業実施規程、社団法人全国公営住宅火災共済機構復興建築助成事業実施規程、社団法人全国公営住宅火災共済機構住宅災害見舞金交付規程及び社団法人全国公営住宅火災共済機構住宅防火施設整備補助事業実施規程中、「業務方法書」は「業務方法基本規程」とする。